

昭和三十三年四月十六日（水）

人 口 問 題 研 究 會

周 時 許 之 雜



人 口 問 題 研 究 會 第 十 六 回 總 會 議 事 速 記 彙

於 地 方 藏 冊 會 館

一開会 午後一時四十分

一議事 潛在失業対策に関する方件

一開会 午後三時四十二分

出席者（五十音順）

会長 永井亨

委員 飯沼一省 石坂泰三（代）

大志摩孫四郎 木村忠二郎

工藤昭四郎 沢田節藏

田辺繁雄 徳永久次（代）

中西 実（代） 西島芳二

野村兼太郎 林恵海

福田邦三 堀田健男

村瀬直養（代） 山本杉

専門委員

加用信夫(代)

北岡寿遠

黒木利克

館一穎

本多龍雄

三原信一

三濃口時次郎

吉田信邦

幹事

沢田正二

島 静一(代)

加藤信太郎(代) 立川宗保(代)

有馬元治(代)

午後一時四十分開会

○木村委員代理 それではただいまから第十六回人口問題審議会を開会いたします。

○永井会長 議事に入ります前に、内閣審議室室長をされてあるところの吉田東内委員を第一部会の委員に指名いたしたいと存じます。

同委員も御出席いただいておりますから、御紹介を申し上げます。

○吉田専内委員 吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○永井会長 それでは起草委員長からの後の経過を御報告することをお願いいたしましたが、その前に最後の決議案の朗読を願ひたいと思います。

潜在失業対策に関する決議案

まえがき

かつて、本審議会は、昭和三十年の八月の“人口収容力に関する決議”に際して

わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至つたので、わが国人口は、いま、既往の多産と現在の少死とがかとなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状勢の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

二の一両年間日本経済はその量ならびに質において著しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえればかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部門に吸収されたこれらの労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得力極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層はこゝにかずお広汎に存在している。世界的にも注目の的となつた経済の驚異的拡大のなかにか

いとすら、このような状況があつたことは、わが国における雇用関係の正常化いかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているところ、今までのようないいものではありえないであろう。現に昭和三十二年一二月二七日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されていて、もともとのようないいものではあるが、雇用状勢の改善には従来にましてやさらに格段の努力を必要とするであろう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡は正についで特段の施策を行ひえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがある。

本審議会はこのようないい観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行い、とらるべき対策の方針を明らかにしようとするものである。

1. 本次議会にて特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば

就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が潜在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれる二となく、あたかも武藏野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。さればわが國特有の経済構造と深くあります。びついた現象であった。したがつて二のようす潜在失業は今では普通のこととして見送られ、真剣な政策の対象として取り上げられることがなかつてといつてよい。

しかししながら、最近の状勢の変化は二の問題について真剣な考慮を払う必要をいよいよ痛感せしめる。周知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつつある。しかしそこは生産増大の反面、労働節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は暴力的な労働組合の存在もあって、比較的高人保たれている。しかるにこれと対照的に前近代的な労資關係にたつ中企業や家族経営による零細

企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて
補強してゆかねばならぬいために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性質をい
よいよ濃化せざるをえない。このようにして経済雇用ならびに所得の不均等な発展
が行われるならば社会的緊張の増大を招くこととなるであろう。わが国經濟がその
特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題と
してとりあげられなければならぬ理由もまたそここにある。

3 戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが國經濟も、この問題を解決することな
しには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や
大きな社会不安の温床とさえなりつゝある。景気変動の波も、人口増加の趨勢も、い
まは最も苦難な時期に差しかつてゐるが、国民經濟の今後の正常な前進のために
われわれは当面の应急处置に終始するだけではなく、同時に勇氣と決断をもつて潜在
失業問題の重大化する國民經濟の場そのものの改編懐業に手を打てねばならない。
わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

第一部 現状の分析

最近の増大しつゝある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足、その他の原因によつて追加労働あるいは他への転業を希望するものが多い。これらはとりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでゐる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようである。

1、農業では、その労働力吸收の母胎である耕地面積が、戦後縮少していく。多角經營への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえない。之に対し農業に被存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剥削な就業状態は今ではほぼ既に復してゐといつてよいか、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示してゐるのは、この部門における労働力の過剰が新しく農化してゐる証左といえよう。牧場農業技術本格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく

農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とする非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱落しはじめたに到つたが、しかし彼らの大半はまだ完全に離農あるいは離村でさすに、猫頬大の土地にしばりつけられている。

2 林業と漁業では賃労働の占める比率が大きいが、これらは賃労働にはまだ多分に古い雇用關係が残つてゐる。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業的状況といわれてゐるが、家族全員の種多且つ不完全な労働所得をよせ集めて生計を立てゝいるそのような零

細農家の生活体制はその過剰労働力を近代的工業その他の産業の労働力に転化せしものに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

3 戦後は農林漁業部門も、經營合理化的必要に駆り立てられるに至つたので、戦前のように都市での失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたゞなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになつたといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当している

のは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとつてみても、低賃金層にそくしているものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分がはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかならっていない。しかもこのような部面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。

今や広汎に、潜在失業的な症状が一般化しつゝある。その全貌を单一の指標によつて評量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業のうち、週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週二十時間未満あるいは週六・時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年着しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的就業増加の一端はここにもはつきり窺われるよう。

以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつゝある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件にあかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用關係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていることが多い。

またこうした臨時労働者のうちで最も窮屈した層が職業安定所の窓口にあらわれる登録曰雇労働者である。日雇労働者は戦前はとして農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであった。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によって占められるに至つた。且つこれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至つてゐる。

7 ニラした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈没していく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は食困と失業とは区別すべきものである。しかし我が国のように、失業が失業として頭在化しないところでは、経済的にも、肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合っているといえる。潜在失業の日本の形態の一端にニラした被保護層があることも忘れてはならない。

8 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大きいために、新規学校卒業者の就職率は比較的好調を辿っている。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減ってきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。以上のような種々の姿をとつてゐる潜在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用關係であり、またこれをその発生する産業の場から

みると中少、零細企業や自営部内が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつゝある実にある。

その実態を精確に評量することは、それが多岐多端な姿をとつてゐるため、ほどんど不可能事にちかいが、仮りに現在国の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とほおおなじ程度、またはそれ以下の生活をしてゐる低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は、昭和三十一年四月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯を加えて二四六万世帯、その世帯人員は一一一三万人で、総人口の一・二・一・七・一・ト余に及んでゐる（昭和三十二年「厚生白書」参照）。そして二・一・一・九から低消費低所得世帯内で何らかの収入活動に従事してゐる労働力の総数は四三〇万余と概算されるが、それは我が国の全労働力の約一・一・八・一・セントを占めて、その龐大な底辺を形成している。もちろん、これらの労働力の中には、世帯主の所得が改善されることによつて乃至は社会保障の拡充強化されるニとによつて当然に非労働力化さるべきものも漸くなつてゐるが、正常な労働力の所得の不足がおなじような低所得就業を更に増加させてゆく潜在業の悪循環的拡大の姿は、これら最低生活者層において最も典型的に現われており、わが国今日の労働事情全般の問題点を示唆して遺憾至いものといえよう。

第二部 対策の方針

一四

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しかたいことはいうまでもないが、可能なかぎりその対策を推し進めること、しかも経済ペースの上でその解決にむかって努力を集中することが肝要である。かつての過剰人口対策が、失業を頭在化し、その動きに対して対策を講ずるという方向をとらず、たゞえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化とする方向がうちだされたことは、わざわざの不満とするところである。わが国の労働市場は、労働力への需要が旺盛なときには、供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというよろな形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦慮かつかみにくく、失業対策は經濟外的な救食政策的な方向をとらざるをえなかつた。このよろな慮にかんがみて、わざわざは潜在失業についてその経在的な背景をさきるかぎり明かにすることにつとめ、その上にたつての妥当な対策をつくり出さねばならない。潜在失業を生起せしめている一番の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本態の変更改善

に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たゞ今後経済成長のテンポがスロン・ダオンするとしても、解決に一歩近づくことは可能であると信ずる。この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の拡充完備を、いかえれば両面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したものであつた。現状についてもこの点は十分妥当な見解だと考えらる。

二のようす観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。
1 農村はかつては過剰人口のフルであった。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供していく。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。農地改革による自給農化は、戦後農業扶助の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的大増大と相まって、農家所得を大幅に増

大きせまた農業經營に經濟計算の精神をつよく導入するに至つた。戰前農村が受けもつてゐた不況の場合の失業者のフルとして社會的機能が著しく少なくなつてきのもそのためである。しかしながら二のよろな前進は、最近の兼業農家の増加に見られるよう、同時に農民の階層分解を一段とはげしいものにさせてあり、潜在農業問題を新しく濃化せつゝある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつてきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないのでも、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容すると共に、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進する二とはわが經濟政策の大好きな課題として打ち出さなければならぬ。また農業部門とそのまゝ同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

2、雇用の新規の吸收は、諸種の中小企業やサービス業にまつて多かつたが、中小企業における給付金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソシアル・ディングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業で

の低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際收支に依存する度合のつよい我が国では内需過重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。われわれは長期的な観点に立つて二の中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をさきうちざらかざり立ち止めるための方策を樹立する必要がある。

3 暫時労働者の広大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。

4 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく犠牲されていると考えられる。これらの費用は年々増加していくと推察されるけれども、その使用についてもつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は既立し切離された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策なし経済計画と併行して、その内部的不均衡の是正は今ための総合的な均衡をえた対策となねばならない。しかも内部的不均衡の是正是今や緊急の必要に迫らざつてゐる。人口の圧迫が戦前よりもなお甚しいことを考へれば、現在の表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在していいるといえるかも知れまい。

もちろん、人口増加の圧迫はさう長期につづいてゆくものではない。

出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、それを上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打つておかないと手あくれになる。労働力の移動は單に頭かずのやりくりだけで実現されることはできない。

労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国民経済にとって最も不幸な

事態といわねばならぬ。本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しても、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期であることを広く朝野に訴えることを至当と考へる。

第三部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようにある。

1.（産業政策の基本方向）　その第一の方策は国の経済政策なかんずく産業政策の確立である。経済成長ができるかぎり安定性の上に極大化するための国の経済計画ないし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り、雇用の吸收とりわけその質的改善についてできるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれを検討をえた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に連携なしのように格段に向上する方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化するに応じ、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することを望みたい。単に過大人口の収容の場となりがちな農業經營を企業としての基礎の上にのせることは、国民經濟における銀行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基いて国民經濟全般にわたる政策が実施されることが必要である。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体として打ち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとられるべきであろう。

国の経済計画における投資計画の策定については、單なる資本効率のみならず、

雇用効果についても十分な検討が必要である。二の、どうぞ観察かいえば、いや中
る重化学工業を中心主義、もしくは基幹産業を中心主義の経済運営は必ずしも効果的
な方法とは考えられない。わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また、
輸出産業のなかにおける中小企業の比重がきめめて高い。これらの事情を考える
とき、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、
特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさら
に格段の努力を集中すべきである。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、
技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらに一層の努力を集中し、
企業の体质改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡
ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要で
ある。それとともに、可能な限り組織化の道を制度化してその存続を保証し、
大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。

要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつゝ、拡大を促進する二ことが切望される。

2 (最低賃金制度その他)しかし乍ら、單なる經濟的合理主義の觀點からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと深遠を要するのである。したがつて、すぐに現実に存在している潜在失業的就業部分に対するのは、直接その失業的性格をなくすための対策をとる必要がある。このよろな観点から特にニニどりあげることを要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようすぐに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはつきり再確認して、「最低賃金制度」をさうかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに労働基準法を制定し、内閣その他の低賃金による労働強化に対しても、公正な基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金　家内労働法は原則として全国一律に実施されることは望ましいが、されば一挙には困難であらう。このような制度を早急に実行する二つによつて反

面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうはつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿見目にあわせるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決して当を得た方策ではない。企業の特異性や地域的実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこのさい長期経済計画とくらみあわせて将来における完全実施を目指としてそれに向つて前進を開始することが必要である。

(2) 差し当つて局部的に暫定的に実施されるべき最低賃金制度も、単に業者商協定を事後的に公認するというような仕方だけではなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であらう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は産業者の組織の最も薄弱などころであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われる二ことが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、

また未就業失業者保護などの全分野に亘つて、再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることは必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行わざることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通ずる体系化が行められないでは、潜在失業対策は眞の意味では前進できそうもない。

3.（財政措置と国内体制の整備）戦後の経済復興のテンポは目がまとかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化がつよく要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い。それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつゝある社会悪や社会不安は今そのまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない、所以もをふら生じる。

一番必要なのはそのための行政機関相互の緊密な連繋と國家予算の増大である。

現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要のあることはいうまでもないが、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための諸対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。

潜在失業発生の根源をたつたためには、以上の措置だけではなくに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。しかし、本決議においてはなによりも潜在失業と正面からとりくむ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

附 带 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われてゐるけれども、政府は
このたゞい対策実施の根柢となりうるような全国的実態調査を定期的に行うよう措置されたい。

○永井会長 それでは工藤委員から経過を御報告願りたいと思ひます。

○工藤委員 潜在失業対策に関する決議案につきまして、委員各位からいろいろの御意見が出まして、決定に至るまで難航を繰けておりますが、起草委員会では皆様方からいろいろの御意見を尊重いたしまして、さらに慎重に検討した結果、字句の訂正をやるとか、あるいは表現を取めるとか、また大巾に書き直したりいたしまして、案を作りかえまして、よう皆さんのところへその案をお配りしてあるわけでございます。

変更いたしましたところを二箇所二ヶ箇單に御説明申し上げますと、第一ページの最初から五行目に「わが国人口は」というのがあります。これは原案では「われわれは」となつてあつたのでござります。「われわれ」とは何であるかという問題がございまして、「われわれ」という表現を全部二ヶは字句を改えて、「われわれは」というのを「わが国人口は」ニラ改めたのであります。それから二ページをおあけいただきまして、三行目から四行目にかかるおりま

すが、丁いわゆる不完全就業層はここでもなお広汎に存在してい反し、原文ではそのあとに「少しも収縮の気配をみせていない。」という強い表現がありますて、「これはそうでない」という御異議がございましたので、「少しも収縮の気配をみせていない。」というのを削りまして、「広汎に存在している。」こういうことに改めました。それから終りから三行目に「従来にましてもさらに格段の努力」という表現がございますが、原文では「従来にましてもさらに」というのがぬかつたのです。少し意味を強めますために「雇用状況の改善には従来にましてさらに」というのをつけて加えました。それから三ページの二行目の「本審議会は」とあります。が、原文では「本決議は」となつてありましたのを、この書き出しを「本審議会は」と改めました。それから四行目の「のと二方です」が、「本決議が」となつてあります。前にはそれが「本審議会が」となつておりましたのを入れながらたわけであります。それから三ページの最後の行に「したがしながら、最近の状勢の変化はこの問題についてこうなつてあります。が

「これも原文では「しかししながら、われわれは」となつてあつたのを、同じよう
友意味で「われわれは」を削りました。そのかわり「最近の、状勢の変化はこの
問題について」というふうに改めました。四や一三の第一行でございますが、
「払う必要をいよいよ感ぜしめる」。これは原案では「ねねばならぬ」。
となつてありますので、少し表現を変えたのであります。それから同じペーパー¹
の終りから五行目でございますが、「所得の不均等な発展が行われるならば、社
会的緊張の増大を招くこととなるであろう」。これは原文には「所得の不均等
な発展は雇用と所得における矛盾と社会的緊張を既往にまして加速的に増大せ
しめつつある」。こうしたことになつてありましたか、これは少し表現を交わ
らげて書いたのであります。それから終りから二行目に「人口増加が深刻な人
口問題としてとりあげられなければならぬ理由もまたそこににある。」こうな
つてありますか、「とりあげられなければならない」というのが原文では「人
口問題として現われると至った理由も」こうなつてあります。これも表現を交

えたわけであります。

それから第一部の最初の方は別に問題がございません。お手元に差し上げてございます案の十一ページのところでござります。十一ページの九行目から二ページの十行目に至るまでの間でござりますが、これはいろいろな問題がありました。計数的測定でござります。この計数的測定については、原案では出所がはつきりしていなかつたし、また八千円、六千円というような数字が出ておりまして、だいぶ御議論もあつたところでござります。そこでそこのところを全部書き改めまして、ここに引いてあります資料等も厚生省の白書そのものを持つて来てあります。ありまいかん点を除いたわけでござります。それで改まったものはさつとここで朗読いたしましたから、さらに私は朗読申し上げませんが、原文をちょっとここで朗読いたします。その原案におきましては、「その計数的測定はやがて困難であるが、総理府統計局が昭和三年七月に行つた就業構造基本調査の結果に基いてその一端を窺つてみる」と次のようであ

る。

(iv) 異帶の収入、即ち全世帯員の勤労所得のほかに財産所得や公的扶助までも加えた現金収入の総額が一ヶ月平均一万円（但し農林業自営世帯については八千円）に満たない世帯は、単身者世帯の場合も加えて、四百万を二え、全国世帯の二〇パーセントにちかい割合を占めていたが、これらの最低所得世帯内にありて収入活動に稼働したいたる労働力の総数は、ほぼ六百万、総労働力の一五パーセントに及んでいた。

(v) また、個人を単位とし、家事又通学のかたわら仕事をしていようとする者を除いた仕事を主とする者のみについてこれをみると、その事業からの年間の現金収益が一〇万円（但し農林漁業の場合は六万円）に満たない自営業主の数は、農林漁業とその他で各々約百万人計約二百万人、自営業主総数の二〇パーセントを二えており、また一ヶ月の所得が八千円（但し二〇才未満では六千円）に満たない雇用者の数は男女計五百万人、総雇用者数の三〇パーセント

ント方がぐぐに達している。このうち、男子のみをとつてもその数は二百三十

万を二え、男子雇用者総数の一九パーセントにあたつてゐる。

(八) もし又、仕事を主とする雇用者について一律に月所得六千円未満のものをひろつてみても、その総数は男女計三百三十五万、全雇用者の一四パーセントにも達している。

これらの数字はいすれも事態の深刻さを実証して遺憾なげものといえよう。

しかもわが国では今後十数年間人口増加の圧迫が非常に強ないので、よほどの対策が実行されないかぎり、それはさらに増大することがあつても縮少する公算は次ない。

こういう表現でございましたが、今申し上げましたように資料等も不十分でございましたので、これもすつかり書き改めまして、十一ページの九行目の「そ」の実態を精確に評量することは、「から始まりまして、十二ページの十行目の「わが国今日の労働事情般の問題点を示唆して遺憾ないものとさえよう」と

で、これは全部書き改めたので、こういいます。

それから十二ページの十一行目から始まつてあります第二部の対策の方向で
こういいます第二部の対策の方向でこういいます。その二行目に「対策が容易に確
立しがたり」とはいうまでもないが、「となつてあります」が、原文では「いうま
でもない。」そこで切りまして、「われわれがここで強調したいのは、」こう
入つてあつたのですか、これを削りました。

またその次の次の行に、「その解決にむかつて努力を集中することが肝要であ
る。」これは字句だけの問題でこういいますが、原文では、「努力を集中しなけ
ればならないことである。」こういうふうになつております。それからずっと
猿びまして十七ページのおしまいから七行目でこういいますが、「その内部のマ
イナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも
内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られていて、人口の圧迫が戦前より
もなお一歩となつておげます。

と二方が原案では「迫られている」の間に、「今日の世情はかつて昭和初頭の恐慌当時とその内面にありても極めて類似した様相をもつ」といいうふ。」こういうことが入つてあります。これは表現が少し強過ぎるものですから、それだけは削りました。そして次に原文は「人口の圧迫が当時よりも」となつてあります。またのと、「戦時よりも」と直しました。それから十八ページの終りの方でござりますが、第三部に入ります三行前、「本審議会は、当画の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期である」とを広く朝野に訴えることを至当と考える。」こうなつてありますが、原文では「われわれは苦難の道を歩まなければならぬのであらうけれども、今こそ官民力を解せて」と云々となつてあります。これは表現をかえまして、そういうふうにいたしました。

それから十九ページの(1)の「農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民经济の進歩に遅れないよう格段に向上する

方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化へ云々となつてあります
すが、それは国民経済全体の発展が必要だ、こういう御意見が強かつたのでござ
ります。それでそういうふうに書き改めたのでございますが、原文では、「
格段に向上する方針を確立するとともに、新長期経済計画により国民経済が着
実に成長し非農業部門の就業人口が増大し中小企業も次第に近代化する」、二
ういうふうになつておりました。非農業部門とか中小企業とかいろいろ書き分
けてありますが、それを「国民経済全般が次第に近代化する」、こういうふう
に表現を書き改めたのであります。それから二十ページの最後の行でございま
すか、「中小企業の比重がきわめて高い。」これは前の表現は「正倒向に高い。」
とあっておりますのを、「きわめて高い。」というふうに直しました。それ
からその次でございますが、「これらの事情を考えると、今後の世界貿易の
需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、特に機械工業やその他
の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格段の努力を集中

すべきである。」これは前の審議会にもいろいろ御意見がございましたて、加工産業を非常に強く出し過ぎていな。やはり経済の規模は重化学工業でなければならぬ、こういうお話をございましたので、表現を改めて書き直したのでござります。原文によりますと、「これら的事情を考えると、重化学工業を中心主義にも再検討を加え、機械工業や雑貨工業等における経済規模の拡大、生産性の向上を実現する二点を主眼とし、重化学工業、エネルギー産業の整備などはこれを推進するための手段なりとの認識に立つことが長期的観点に立つてより適切な方法であると考えられ、」という表現を全部削りまして、お手元に差し上げてあるように改めたわけであります。それから最後のページでありますか、一時的には税負担の増大を未だしてもやむを得ぬというような表現になつておりまして、だいぶ御議論がございましたから、それを書き改めたのでござります。二十四ページの「現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要のあることはいうまでもない

が、國民經濟の全般的な發展と國民生活水準の全般的な發展と國民生活水準の全般的な上昇を保証するための諸対策については、優先して國費の重窓的の授入を行う必要がある。」という表現に変えたのでございます。原文ではそれが

「現在の國民の税負担は戦前よりも重いけれども眞に一切の他の政策に優先する」という意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重點的な投入が必要である、もしも国や地方團体でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとすれば、一定の過渡的期間をかぎつて、國民負担の若干の増加もまたやむを得ないであろう。」というふうのことでありましたのですから割り切らまして、今申しましたように、「諸対策についてでは、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。」というふうに改めたのであります。

起草委員会でいろいろ検討しまして、書き改めたところは今申し上げた通りでございます。十分御審議をいたしまして、なるべくまよはもう決定して

いたりて、起草委員会の仕事から一つ解除していただきたいと存じます。

三

○永井会長 それでは逐条審議をいたしましようか、一括審議をいたしましようか。

もう十分審議を重ねて参りましたから、一括して御審議を願いたいと思ひます
がいかがでございましょうか。一御異議がなければ、一括して御審議を願う二と
にいたします。どうぞ御質問なり御意見なり、十分に御開陳を願います。

○吉田専門委員 いろいろと御論議になつてここまでまとめて参りましたもので
からあまりよけいなことは申し上げたくないと思つて居りますが、ただどうし
ても気になります点があるのでござりますが、この現状の分析とりうる二方
あるいは対策の方向、ことに現状の分析の二方に多いのでござりますが、何
かこの潜在的失業が最近になつて非常にふえてきたという考え方か、考え方の
基調を改めていふように思うのでございますが、問題はむしろ日本経済の本質
的な構造と申しますが、一本質的と言つては言葉が悪いのですが、歴史的結構
造と申しますが、明治以来の構造、それから資本主義への発展段階にあつて、

「わやむおくれた資本主義」というような形で、ここと日本の人口の多いといふ二とともに関連して残ってきた前時代的ものが非常に多くをなしている。いわば一軒の家で大家族が共かせいでやっているとか、そのほか農家の兼業や何かでやつていらつといったような問題につきましても、終戦直後の経済においてはむしろそれが当たります。われわれ国家公務員にしても売り食いしていかなければやつていけない、家族じゅうで食がないとやつていけないと、テような特殊な形がだんだん整理されてきて、今やつとりわやむ近代的労働者と申しますが、そういうような階層がはつきりと出てきた。従つてそニに過去の古いかすかはつきりと目に浮ぶようになつて、「たゞこうところに現状の問題があるのじや友か方うか」この数年未になつて、たとえばこのページにございますが、「自己の住居で内職に従事してける家内労働」云々、「じかもこのような部画が今や都市生活の底辺に漸次拡かりつつある。」広かりつつあると、どう形で考えられるのか。いわばそういう姿、かはつきり目に浮ぶようになつ

てきた、近代的な労働組合の結成以来、大企業労働者の地位が非常に向上してきて、そしてそこに一つの新しい労働者としての地位が確立されてきたと、いうのがこの十年でございます。そしてそこにはつまりと家内工業や何かの姿というものが浮び出してきたというところに問題の認識を求めるべきではなかろうか。その次の4のところに、「今や本邦に、潜在失業的な症状が一般化しつつある」と書いてありますから、これは最近になって一般化しつつあるという問題でありましょうか。どうもそこいらの見方が少し観念的になつてゐるんじゃないかなうが、どうがとう感じいたします。従つてどうも問題の取り上げ方としては、要するに日本の経済がたんだん近代化してきました、そういう過程において、今はつきりとこの過去の遺産であるところの日本の潜在失業者の問題がはつきりと目に浮んできた、そしてこれを直すのではなく、前進でさないと、そういう認識に立つべきだと思うのですが、どうも表現の仕方は最近になつてそういうものが非常にふえてきたというように受け取られるところが多いこと

はいいとか候念であると考えております。

まあそのほか言葉がどうもちよつと熟しがたりと二方があつてあるのでござりますか、たとえは十六ページのまん中ごろに、「中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の恩讐環をできるかきりたちくる。」これは大体想像はするのですが、どうも表現が少しおかし過ぎて、いろいろな見方ができるのいやなかろうかという感じがいたします。また対策の内容につきましては、一応私ども大体の趣旨において同意でございますし、また二ついた方向が重要であると思ひますが、同時にここにも目的の方にも書いてありますように経済的な行き方で、経済ベースの上でその解決に向つて努力していくという立場だけで、果してこのあととの課題が成つていくかどうか。たとえば中小企業の構造の変化を考えると、これは非常に必要なことだらうと思うのでございますが、中小企業の近代化というようなものについて、何か経済ベース以上のものが実質的には非常に必要なじやなかろうかというような感じもいたしますが、

そ二いらのと二方がどうもはつさりいたしかねるし、またそれじや經濟外的

とうやるんだということになると、さうにむずかしい問題が出てくるんじやない
かわうか。それから最後の財政措置の問題ですが、二いらについてもなかなか
か判断はむずかしいと二方だろうと存じます。結局国民生活水準の全般的友上
昇を保障するための諸対策について、国費の重点的友投入を行うということに
ついては異議がございませんが、果して國民負担をふやしても、租税負担をふ
やしてもいいのかという点になりますと、この点は非常に重大な判断の分かれ目
に立つてくるのぢやなかろうか。現在の経済政策として、現在多少増税しても
それにつき込む必要があるというところまで判断することについては、私はま
だ疑問と申しますが、要するに二にひつかりがある。政策全体については、
非常にいいと思う点も多いのでございますが、それじゃこれでやるんだといふ
最終的な決意ができるかといわれるど、ちよつとたじろがるを得ないあまり
にも盡大の問題が残されてい及ような感じがいたしま

今までいろいろ御意見を申し上げてきて、最後に二ういうことを申し上げる

のはどうかと思ひますが、これは問題が非常に詳細に書かれていますだけに、まだ問題が若干あるのじゃなかろうかというような感じがありたします。はなはだ僭越でございますが……。

○工藤委員 今吉田さんからお話をあつた最後の問題ですね、税負担を増加していいかという点ですが、そういう御懸念があつたものですからそれを聞いてしまつて、もう少し重点的に使ってもらいたいというふうに改めていふのです。それを一つ御承りいただきたい。それから潜在失業的な症状がだんだんふえるとか、あるいは一般化しつつあるという表現がここにあるのですけれども、これは見方が非常にむずかしいのですけれども、今お話をありましたように、過去にもあつたものが現在頭現してきていな、こういう問題をいろいろ考へようになつてからはつきりそれが表面に出でたということも考えらねえだろうけれども、しかし急激にふえてくる人口の圧迫その他から、それが広がりつつあることを考えらるるわけです。これは一つ皆様方の御意見をいろいろ伺つた上で判断した

IIと思ひます。

○永井会長 ほかに御意見はございませんか。

○又田委員 ちょっと質問したいのですが、この第一部の現状の分析の最後の十一ペーパーから十二ペーパーにわたると二つですが、これはたたいまの御意見の通り、私もよくわからぬのですけれども、この前の会でいろいろの数字の点について論議がありまして、労働省の方々の方々といいますか、何か非常な疑問のあったところが連絡が不十分だったというようなお話があつたと思うのですが、今度は拜見しますとほとんど手直されているようですが、この点は疑問を表しておられた方との打ち合せも済ませてこういうようになつたのだと思ひますが、

どう解釈しても可しゆうござりますか。

○黒木専門委員 厚生行政の基礎調査といふことに關係いたしますが、厚生省の方から数字の御説明を申し上げたいと思ひます。

厚生行政基礎調査で世帯構成別の低消費水準世帯の推計をしたのがございま

すが、これは耕地三反以上、それから耕地三反未満に分けまして、耕地三反未満の妻帯を事業經營、常用勤労、日雇い労働、家内労働その他に分けたのでございます。そして、それぞれの妻帯数と、平均妻帯人員と、妻帯人員の総数、それから有業率、それから有業人員、有業人員の推計値というふうに表等を作りまして計算をしてみた結果が四百三十一万人になります、という推定値ができたのであります。ここで有業率の指標に、厚生省で従来やっておりました国民健康保険の調査、それから社会保険の基礎調査、というような調査があるのですが、その調査による指標を使つたのでございます。

一、二の例を申し上げますと、耕地三反未満の世帯数が一千四百七十三万あつたのですか、そのうち事業經營の妻帯数が十五万八千世帯、その世帯人員の総数が七十九万二千人です。

有業率の指標が〇・四二でございます、そしてそれをかけますと、三十三万一千八百といふ有業人員に当るのでございますが、そういうことで常用勤労、自

雇い労働、家内労働その他を総計したものが、先ほど申しました四百三十万になる、こういうことでござります。

○工藤委員 今次田委員からお話をございましたが、あらかじめ労働省と打ち合せしましたかつたのですが、打ち合せはしていないのでござりますが、前のここに引けあります資料、数字等が出所がはつきりし及つかつたものですから、今厚生省の方から御説明願いましたようは数字で問題がはつきりした、こういうことでござります。

○永井委員 ほかには御意見はございませんか。

○加用専門委員代理 二点ばかりちょっとお伺りしたいのです。今般につきましてどうも言葉が非常にむずかしい言葉を使つていらるように思います。わざわざも専門家ですが、それでもちよつと意味をとるのに困難である。そういうふた個所が若干あるわけです。その点もう少し言葉をえさしく、一般の方にわかるように書いていた方がいいと思うのです。その一例をあげますと、十八ページ

の五行目に、「労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生する」ということが書いてあります。なぜ、こういうことに対するのか、その原因が全然書いてありますからわからない。急にこういうことをいわれても、なぜ、こういう関係が発生するのかという理由はどうも飲み込めないと思うのです。確かにそれは困った事態には違いないのですが、なぜ、そういうのがという説明があつてしまふべきだと思うのです。それでその前の個所にこういうことを書いてあるのですが、これは将来は労働人口の増加率が減退する。それは人口の増加が減退すれば右、左の労働力の過剰と不足が同時に存在するのかという点の説明が、どうも理解できぬといいう点ですね。それとここからも言えるのですが、そのためには國民経済の近代化は実現しなければならない。一体近代化とは何かという点です。どういうことを具体的に近代化といつてゐるのか、その内容がわからぬ。どうも言葉だけで糊塗してい及、そういう印象を受けるきらいがあるのです。そしてもう一つは、この文意から推し進めていくならば、将来労働力が急速に

不足するから、今がウニの不足に対応しなければならぬ。そのため労働の節約をやるよう技術革新を今からしなければいかぬということを言つてゐるのではないかと思うのですが、そうしますと現在この潜在失業者の解消といふことと矛盾してくることになります。つまりは、やはりかと思ひますが、現在高度に技術革新が進行してゐる。つまり労働節約というような技術革新が進んでゐるため、労働力が過剰になつてきていて、そういうことを言う人もおります。私はそれも一面の見方だと思う。そうするとさらに現在の設備の近代化を進めなければいかぬ、あるいは技術革新を進めなければいかぬというのならば、さらに潜在失業が出る可能性が出てくるわけなんですね。そういう点前後の文章と矛盾するところがあるのじゃないとおもふ。

私文庫の意味を誤解してゐるのもせませんか、そういう点誤解を取れる可能性があると思ひます。

それともう一つはページの4の「玄氣に、潜在失業的反対状が一般化し

つある。「二二二」と書いたあるわけですが、潜在大業が一般化していふことは事実なんですが、それをどうしてつかまるかということが非常にむずかしいのです。それで单一の指標によつて計画することは無意味であるといふことは事実なんです。それをここでは短時間就業といふ指標で潜在失業をふやしてさりますが、これは非常な誤まりじゃないか。これは統計局自身が、短時間就業で潜在失業をさしてはいかぬといふことを申しておりますが、なぜここで短時間就業といふことを持ち出していふのか、その点ちょっと問題がある。農林業の場合は短時間就業の増加といふことは、これはどこかほかに出ますが、兼業農家の増加といふと非常に関連がありまして、基幹労働力はほかの産業に転出する、やむなく家庭の仕事に主婦とか老人とかそういう人たちが就業するためには、短時間就業をするといふことになつております。これは必ずしも潜在失業とは結び付かないのです。前にも統計局でやつた調査では、二二二た短時間就業の問題、あるいは長時間就業の問題、二二二た

ものをなぜ短時間でやるのか、又は長時間でやるのか、ことを調査をいたしましたら、短時間の場合には仕事がないから短時間でやるのでなくして、みんな家事とか、学業とかいったしかるべき理由を持つてゐるため短時間であるといふことになつたようですが、その点こういった問題を多少考慮されていただければいいと思います。

今さらこういう問題を持ち出すのはどうかと思うのですが、そのほか述語の問題なんかにも多火むずがしい点があるような気がするわけなんです。その点方はつと御検討願いたいと思ひます。

○永井会長 あいにく今日は原案を作成した稻葉委員が休みであります、本多専門委員がおいたいまの二点について御説明を願います。

○本多専門委員 私はその任ではございませんが、一専門委員としておいたいまの御意見に付しまして個人の意見を述べさせていただきます。

この求職案で潜在失業といふことを考へた場合に、今おつしやいましたように、必ずしも短時間という指標だけでつかまえていいわけではないわけです。ここで短時間就業の問題を取り上げているのは、ここにも書いてあると思いますが、ただその一端をという意味で、インデックスから拾つてみれば、こういう形になつてゐる。これだけで、あるいはそういう時間ではかつた人數だけが潜在失業者であるというようには断定していいわけではありません。この求職案で潜在失業といつてあります問題を扱う場合の一章の中心にしているインデックスはやはり所得の問題であると私は思ひます。それからもう一つ、第二の点は労働力の過剰と不足が同時に現われてくるという点があがしいという

お話をしたのですが、これはつまりニラいうことだろうと思ひます。今日のような、先ほどもお話をありましたか、潜在失業といふことは、労働市場の不完全性と申しますか、とにかく日本の非常に歴史的な深い因縁がある経済構造のひずみそのものが問題になつて起きていた問題なんです。将来労働力といふもののが補給が減つて参りました場合に、農村あるいは漁村なりにたくさん低所得の人口が潜在しているといったとしても、足りない分をそこからすぐ引つぱつてく方といふことはできない。つまり労働力の販が違うといふことしかもその販が違うといふことが日本の経済構造の中で労働市場にたくさんの断層を作つて不完全就業になつていく、こういうことがそもそも潜在失業の一一番の前提でございますですから、こりとこりはこういうふうにお読みになつた方がいいだろと思ひます。つまり現在は潜在失業で困つてゐる、それから人口の圧迫が強い、将来――将来といふよりも現在、出生率が極端に下つてありますか、新規労働力の補給というものが非常に少くなつてゐる、そのときまで

に今からそういう、日本の人口の構造そのものを直しておかないと、一方ではそ
ういう近代産業のためのいい質の労働力の補給ができなくなる、農山漁村なん
かの家内労働力というものを、二つちて不足しているのに、吸収できないとい
う事態が発生する、そういう心配をここで言つてゐるわけであります。

○ 加用専門委員代理本多喜内委員が執筆者に代られて御説明下さいましたが、そういう
意味でありますと、今二にたとえば十八ページに掲げましたように、将来人
口不足が生ずるから二つてなければいけぬということを何も言う必要はないと思
う。現在でも本多喜内委員のおつしやつたような現象はあり得るわけです。労働
移動が完全に行われていふ限りにおいては所得の不均等があるという二つはある
い得ないわけです。従つて潜在失业の発生はあり得ないわけです。労働力の移
動が行われていまいといふ二つ、これはつまり質が違うといふ二つ、これが主なる原因た
と/or二つとは結局技術の身のつけ方が違つていふといふ二つが主なる原因た
うと思いますが、そんすれは必ずしも将来の問題を——人口増加の減少が生す

方のはあそらく二十年先でしようが、その二方の問題をなせ今ニニに持ち出す
必要があるたまうか。その問題は抜きにしても、余本多事内委員があつしやつたよ
うな意味でも、國民經濟の近代化といふことは非常に必要なので、何も今現在
失業が多いからその対策を立てなければなりぬというときに、わざわざ將來の
人口の増加が減つてくるときには勞働力が減少するので、だから經濟の革新化
が必要だということを今この場で言う必要はないと思う。將來何年か先、おそ
く十何年か先の二ことだと思いますが、その二方の二ことをここに言う必要は私は
全然ないと思う。

それでもちろん勞働移動の不完全といふこと、これは靜態的な規定ですが、
それはもちろん必要でありますし、また動態的な問題として産業の不均等發
展といふ、二ことが言えるわけです。その不均等發展を解消せらるような対策と
いうものが必要なことはいうまでもないと思ひます。何も人口の増加の減退
と結びつかないでも、それはそれだけで必要だと思う。そういう意味で

の文草には、人口増加の減退といふことが書いてあります。それは要らないのいや古いかという気がする。先程就業時間の問題が出来ましたけれども、著者失業の問題は所得の問題とそれから自分の労働の評価つまりだとえば一月に何時間の報酬を得るかということから出てくるわけです。所得の指標をつかまるのは非常にいいと思いますが、そうなればこれは所得の指標だけで通すべきほんで、王二には貰の問題も時間の対価も問題にされでいないういうような気がする。たとえばペーペーの終りから九ペーペーにかけて、潜在失業的就業増加の一端はここにもはつきり窺われよう」と書かれている。ここにもどうの人は單に時間しか書かれていない。つまり所得が一発であれば、時間と所得をかけば收入が出てくるというのであるならばこれはこれでいいわけですが、その就業者の内容を問題にしなければいかぬと思う。これは家庭のおかみさんなどかおじいさんなどかおはあさんとかいう人が圧倒的に多いというところでですね、三十五時間未満という人の間には、そういうつた労働力の貢献がある

いは能力とかということを問題にせずに、ただ時間だけを問題にするという二
とは、多少われわれ経済学をやつている者にとつてちよつと不適な点があるお
うな気がするわけです。これはあまりに専門的な話で、一般的でないかもしれません
ませんが、そういう点を、これは特に答申案でありますから、広い層を相手に
に答申する二点に——相手は總理大臣でありましようけれども、國民に対する
答申ということになると思想しますので、その点の理解があれば非常にけつこう
だと思います。

○本多事内委員 前の問題ですが、労働市場の不完全性から潜在失業の問題を考える
ことは將來と現在とを問わず大事な問題であるとおつしやつたことはその通り
です。たゞ現在はそういう近代的な産業で必要な労働力には不足しているのか
けです。ですから現在でも余った労働力というものはたくさんあるのですけれど
とも、實際にそれを吸収する余力がないわけです。將來になりますと、二つ方
のほしい方で足りなくなつて、現在余つていがものがそれだけ残る、過剰が成

るという二事になつては困る。もつと詳しく述べますと、現在は足りてゐるものたゞかう、余つている方の貞的改善といふことを忘れかちになつてあります。だから現在の政策では、そういう忘れかちになることを放つてあがむにめに、特に将来のことを考えて、ここにあげてあるわけです。別にむだなこと、よけいなことはなく、むしろ人口問題審議会からの提議としては一番大事なことではないかと思います。

それから就業時間の問題は、これも非常に誤解があつらうと思うのですか、その前の方から一二三回と各項目に分けてあげてきました。特に全人口、全労働力を対象として何かの数字を出せば、いう数字もあげられる、そういう意味で就業時間別の数字が上つていゐるわけです。ほんとうにその一端をのぞいてみれば、という意味なので、この調査の中から特に時間の数字だけをあげてそれに重きをあつてゐるわけではないのです。そういうふうに御理解を願います。

○工藤委員

今御説明が有つたのと大体同じですか、将来の問題を二に書く必要は

ないというお話をあつたのですが、労働の質の問題なんかもやはり将来を見通した一つの対策を考えていく必要がある。それから労働時間の問題ですが、二

者は潜在失業の一端を二に現わしたといふことにほつてゐるのであります。全般を指したわけではない。ことに最近ではパートタイム、アルバイト的によつている人もあるようです。私の家の近所にも失業して就業できないために、こく短時間働いてわずかの収入でなんとかやつてゐるという人もあるわけなんですね、ですから時間の問題もそういう意味でごらんをいただけば御了解かつくたろうと思ひます。

○永井会長 よろしくございますか——それではほかに御質疑がありませんければ

採決いたしたいと存じますか

○工藤委員

会長、その前に万よつと。起草委員会ははなはだ粗疏でございまして、

今飯沼委員から御注意を受けたのでござりますが、また二の文書の中に「われ

われは「」といふのが三カ所残つてあります。二れも適当な統合で「われわれは」を削る二とをお認めいたたきたいと思うのです。たとえば十三ページに「われわれの不滿とするところである」というのがござりますが、「われわれは」を削つてこれを「はなはだ遺憾である」というふうな言葉にかえていくとか、それからその次に「われわれは潜在失業について云々」というのがありますか、それも「われわれは」を何とか取つておかねはいかぬと思う。それからもう一つ十六ページにも「経済拡大は早期に行詰りを露呈する、われわれは」とあるのですか。これは「残つて」というふうにかえて「われわれは」を削る。そういうふうに多少の訂正を一つお許しを願いたい。

○永井会長 それでは今工藤委員のおつしやつた通り発表の際にこの本決議のどこに字句を訂正させていただきます。

○大志摩委員 今二ろになつてあれするのもどうかと思ひますか、実は私しはらく会社の方があつくてよく熟読しなかつたのですが、今日御朗読になりまして詳細

なお話を伺いましたので、まあ自分の感じたこと、意見を少し述べさせていた
だきたいと思うのですか。第一にこの決議案はどういう順序で総理大臣に答申
され方々になりますか、それをちょっとお伺いしたい。

○永井会長 私から申し上げますか、これは後ほど申すつもりでありますか、厚生
大臣、労働大臣、経済企画庁長官、それから内閣の総務長官に親しくお会いを
いたしまして決議案を提出して御説明申し上げる。あるいは總理大臣にもお会
いができますれば直接申し上げる。それから各大臣には全部お回りすることも
困難でありますから書面で提出いたしたいと思っております。

○大志摩委員 それからこれは省左失業問題が主になつておりますが、人口問題審議
会で取り扱う失業問題というものは、日本の人口の事情並びに失業の状態とい
うものがほとんど慢性的になつてゐるのじやないか、従つてそれにに対する対策
といふものはあらずから将来にわたり慢性的なものを根本的にどうするかとい
う問題つまり恒久対策で、それから現在の失業状態を直視してこれに対する応

急対策と、二つ大体二つに分けられるのじやないか。アメリカの最近の例を見ましても、御承知通り、アメリカには景気後退で失業問題が非常に大きな問題になつていゐ。そこで、アメリカの朝野をあげて現在のアメリカのリセッション、をいかに克服するか、その中心問題はやはり失業問題がだいぶ大きな問題になつてゐるようあります。最近のアメリカの雑誌なんか拜見しても、リセッション、ヨンというものは單に失業問題だけではありますべからん景気の回復といふような大きな問題が、それに対する対策としては、金融面では金利の引下げをするとかあるいは貸出しをなめらかにするなどいうようなことで、準備銀行の手元資金を円滑にすとか、あるいはまた減税をして国民の所得の蓄積をはかる。それから失業対策としては公共事業を盛んにして過剰の失業者を吸収するといふようなど、それから失業保険期間、これはアメリカは各州によつてみな期間が違う。それをみな数週間伸ばすとかいうよう、応急対策をアメリカ人はしきりに講じていゐわけです。ところがこの審議会で取り扱う問題は、この

審議会そのものは人口問題が起る慢性的な問題を解決する、つまり基本的といふが恒久的な問題に対する対策を中心にして、並びに应急対策もあわせて答申するというようば形をとつたらどうかしら。そこでこの恒久対策といったましては、最後のところに「潜在失业発生の根源をたつためには」といふところに書いてござりますか、「教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進」これらは実は恒久対策としては非常に重要な問題でないか、私は特に海外移住会社をやつでいる関係上、海外移住に非常に関心を持ち、海外移住問題といふものは人口問題並みに人口の収容力を解決する有力な手段である。なかなか困難な問題でありますけれども、それがつまり過剰人口ないし失業問題を解決する一つの有力な手段であるのではないかと思う。しかるに二ついう二点があとのところに方よ二方よ二と書いてあるだけで、二ついう問題はもう少し全面的に恒久対策としてはもつともつと展開する必要があるのいやないか。これは前回でもおつと私申し上げたことですけれども、それから最低

賃金制の問題その他のことなど、ここにいろいろ書いてあります。これは現に議会でも問題になつてあります。この国会で通るのか通らぬのか、またはつきりしないようですが、これらも応急対策であるしまた一面から見れば恒久対策である。こういふ二つの重要性と海外移住の恒久的重要性というものは並列してしかるべき性質のものじやないか。産業教育や職業訓練の徹底といふようなことももちろん恒久的な性質のものですから、これは何といいますか、恒久対策と応急対策、恒久対策としてはこうするのだといふように掲げた方が、かえつて政府の方でも施策をする上において考え方やすいのじやないか、こういうことをちよつと先ほどから皆様の御説明によると思ひた次第です。これは私の單なる別に根本的にこの案に私不賛成の意味でありませんけれども、何かこれについてのお考えなりを伺わせていただきたいと存します。

○永井会長 私から一応申し上げますが、たまゝの御意見を伺いますと、すでに人曰く、収容力に関する決議の中には基本対策、緊急策というふうに分けて書いてござ

さいますか、今日は潜在失業だけを扱つてありますので、統一では人口の實的向上に因する決議、それから人口の地域的再配分に因する決議もいたすよう、それ準備をいたしております。そんなわけで結局は人口問題の解決に因する総合対策は結論として出でくるのだろうと存じております。そうしますれば従つて今の御希望の通りにいくのじやないか。二点に移民の問題は特に別に一つの決議として出したいという私個人としては希望を持っておりますので、どうせ今回の決議すべてを綱羅していくわけではございませんから、その二点をお含みを願います。

○大志摩委員 了解いたしました。

○北岡専門委員 私は失業問題に因する意見は、前に述べましたように、私は専門委員でありまして今意見を言う中要是ないと思ひますけれども、黙つておつてこれが通りますればこれに賛成をしたようと思われてはいけませんから、こく簡単に私は申し上げておきたいと思います。

私は失業の防止もしくは雇用の拡大という問題は、潛在失業であれ顯在失業である。これは購買力の増進、有効需要の増進をはかりなければできるものではないと思うて、いるのでございまして、ところが日本ではそれを露骨に申しますと、すぐそれはインフレであるといって世間から反対するので、購買力を増加してもインフレを起さない方法をわれわれは考えなければなりぬ、そこに重きをおかなければならぬと思ひます。この決議案にもところどころそういうふうに積極的にやれとか需要を拡大しろという御意見も現われておりますけれども、さてどういうふうに積極的にやるのか、どういうふうに規模の拡大をやるかといふことは書いてない。それで書くとすぐに世間から反対があるから書いてない。それでは無難ではございましょうが、ほんとうに世論を指導するという力がないのではないか。しかし今申しましたように購買力を増加しろというと、すぐそれがインフレを起すということで叩かれますから、この委員会でどちらのは二つなものであろうと思いますが、私はやはり二つような研究会

「うしろような審議会はほんとうに有効な方法としましては雇用を拡大させ、
ための有効な方法としては購買力の増加をはかるということ以外にないのです
から、そんとインフレとか矛盾しない方法を考えるといふところに主力を注が
ねばならぬだろうと思います。その点だけは、これはこの前申し上げた忘でござ
りますが、もう一へん繰り返しておきまして、私自身はこれ自体には反対は
ないのでですが、これではもの足りない、これだけでは世間を指導する力はない、
こう思いますので一言所見を申述べさせていただきました。

○永井会長 桐かほかに御発言はございませんか。

○工藤委員 今北岡先生から御発言のあつた点は「もつともなんですか、今あつしや
つたようにインフレを持かないで購買力をふやしていく、ここに非常にむずか
しい点がございました、もしそういう点について具体的に北岡先生のお考えに
なつていろいろ点があれば、別の機会でもいいですから、そういうものをお示し願
つて、そしてこの決議を推進していくべくよろしくしていただいたらいい

のじやないかと思ひます。

○沢田委員 いかがお御高見を拝聴するのでありますか、私自身としても現状の分析とか將來の見通しとか、ここにありますとか、非常に問題それ自身が複雑で、すからして、なかなか千古不滅の鉄則というものをここに生み出すといふことはむずかしいのであつて、それを求めておつねういつになつたの結論に達するかわからぬ。他方、潜在失業の問題を解消するといふむずかしい問題がありまますから、まあとにかく多少の異論もありましょうし、將來またいが方な事態の変化に対処すると当らないところが出てくるかもしれませんか、これだけのことと此の際やうていただくといふ趣旨で、すいぶん長い間審議にかかりれたわけありますから、これを一つ採用なさいますように、たゞそれには付隨して要望いたしたいと思いますことは、今会長が説明されたよな方面にこれを提出して、そして政府においてござるたゞこれを、ここにあります対策のこととはすみやかに実施していくたゞ、そういうふうに一つ会長初め皆様の監視並び

に努力を要望しておきたいと思ふのでござります。

それから第二吳は、今大志摩委員からお話をありましたが、海外移住の問題です。これは二、三回ニの席でも話が出来まして、私も、大志摩さんの言われるようにもう少し海外移住の問題は大きく取り上げることを希望する一員であります。しかし今も会長から説明がありましたし、二の前からの会長のお話で、この問題は別個に一部会か二部会で取り上げて審議を進めていくつもりである。という御方針であることも伺っております。ただ一、二専門委員の方々の二の会以外で雑談を伺つておりますと、二の海外移住の問題を取り上げ方ということは、内閣に海外移住審議会があつてそこで二の問題を特に審議しておられるのであるから、その経緯等もながめながらこれをやつたりいいのいやないか、というようなお説も承わりました。海外移住審議会も、私記憶があるのですがなかなか堂々たる構成でありますけれども、構成が堂々たるものであるだけにわれわれの希望するように迅速な進展を示していないう現状であります。この方面はこの方面でやられ方としてかりに海外移住審議会の方が敏速に進展す

るにいたしました。その審議会が扱うこの海外移住の面と人口問題審議会で取り扱う面とは、必ずからまと別個の面があるかもしません。これはいわい方な面から考慮してもらわねばなりませんから、この決議を採択すること

同時に、第一にその実施をぜひ迅速に実現するに工作を続けていただきたい。

第二は海外移住の問題は、今のよう反事情でありますから、内閣にある海外移住審議会の進展と見合せることもよろしいのですけれども、人口問題審議会では、この問題を、会長のお話がありまじたごとに一応片づきましたならば、一部会となりお二部会で取り上げて、審議を進めていくことをやつていただきたい。この二つの要望を付加えまして決議案に賛成いたします。

○吉田専門委員代理 私幹事でございますが、吉田さんか用事がありまして帰られましたのですが、私方よつと承わりたいと思うのでござりますけれども、先ほどおなたかの御発言がございました、潜在失業対策につきましては恒久的対策とそれから応急的な対策とがあるのじゃないか、そういう恒久的対策あるい

は応急的な対策につきましていろいろ研究をする必要があるのじやないかといふ
うような御趣旨に承わったのでござります。それで私は總理府の着でございま
すが、この前の総会のときにも藤原委員の代理としましていろいろ意見を申さ
れていますがその意見といたしまして、御承知のように總理府
に雇用審議会がございまして、雇用審議会において雇用構造それから雇用状態、
雇用状態改善のための施策、失業状態に関する調査審議というような問題を中心
としまして、いろいろ調査審議するということになつてゐるわけでございま
す。それで現在雇用審議会におきましては、全面的な雇用、失業に対する対策
のために恒久的な対策につきまして第一部会といふものが設けられてあります。
そういうふうに恒久対策あるいは応急対策についてそれで一部会が発足しまし
てい方いろいろ活動いたしていふわけでござります。そういうふうに現在仕事が進
行しているわけでござりますが、そういう事態とそれから当人口問題審議会も

その方にについて、いろいろ研究されているのでござりますが、今後の調整の問題としまして、人口問題という立場からこの問題をどういうふうに考え方にはつておられるか、あるいはどういうふうに取扱われるのかあるかという点でございます。雇用審議会で追々対策、応急対策についていろいろ審議をしていなっています。雇用審議会で追々対策、応急対策についていろいろ審議をしていなといふ事実がある、そういう方向でやつていて、それでござりますが、それに対しましてどういうような調整を当人口問題審議会としてとらえるのか、どういうふうな点を調査審議されるのであるかという点でござりますが、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○永井会長 私が申上げますか、雇用審議会なり海外移住審議会なりはそれそれ立場がありまして、この審議会は人口問題の見地から対策を研究いたしてありますので、多分重複はまぬかれないと存じますが、たお大体の恒久対策は人口収容力の決議案のとくに充分説いていたりて、またあらためて全部一通り審議が済みましたならば、総合対策を考元たい。そのとくによく、たまいまお詫のようお御希望を達する二ことがござるのじやないかと思っております。しばらく時期をお待ち願いまして、なお雇用審議会の決議の御模様、海外移住審議会の決議の御模様を拜見いたしまして、よくそれと調整をとつて総合対策をとつていたい。もうしばらく時の余裕をいただきたいと思ひます。

それではもう大体御意見は尽きたものと拜見いたしますけれども、この最後の原案を御採決願いたいと思ひますか、御異議はございませんか。御賛成を願えますようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

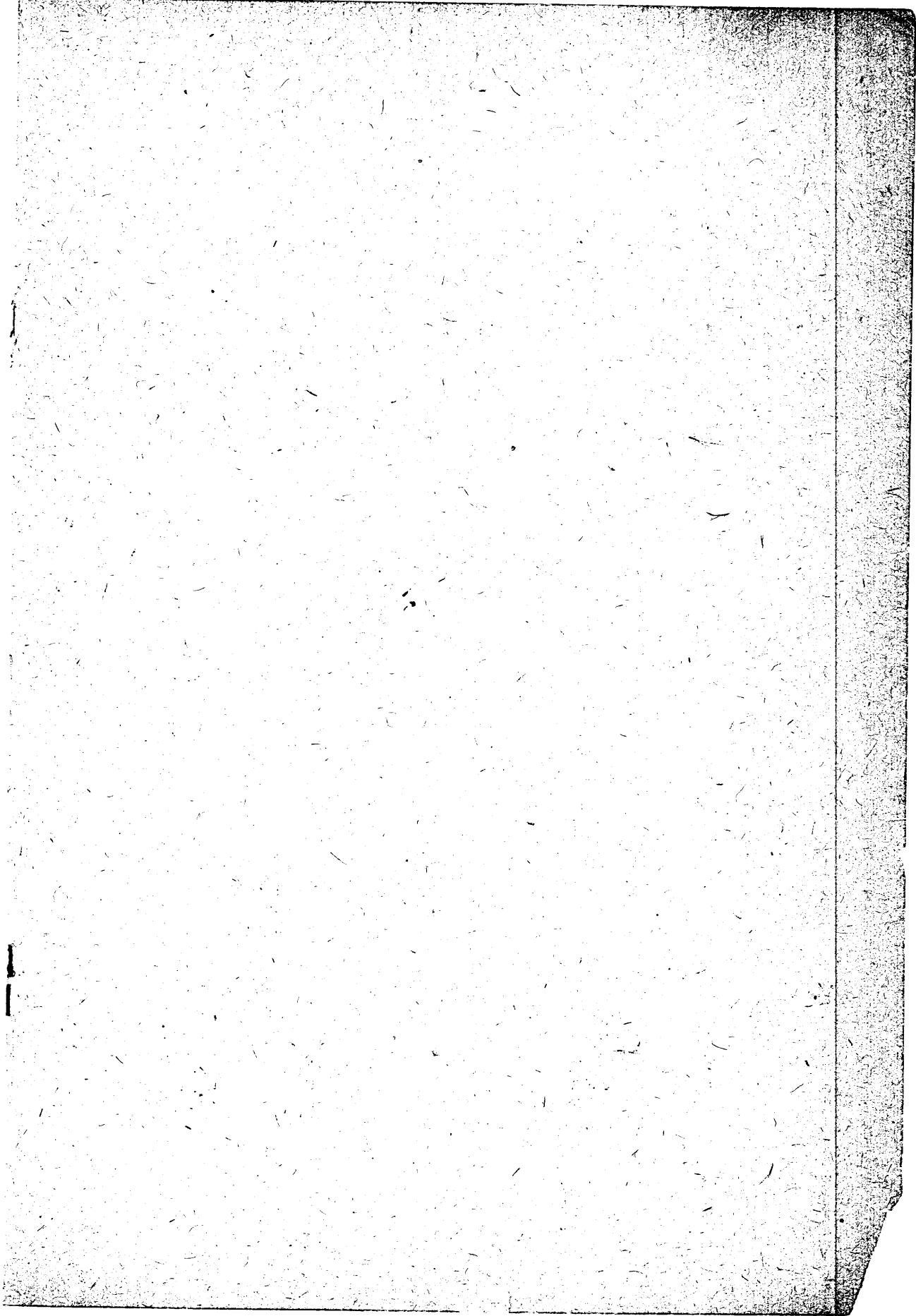
○ 永井会長 それでは満場一致をもつてこの原案を採択を願つたことといたします。

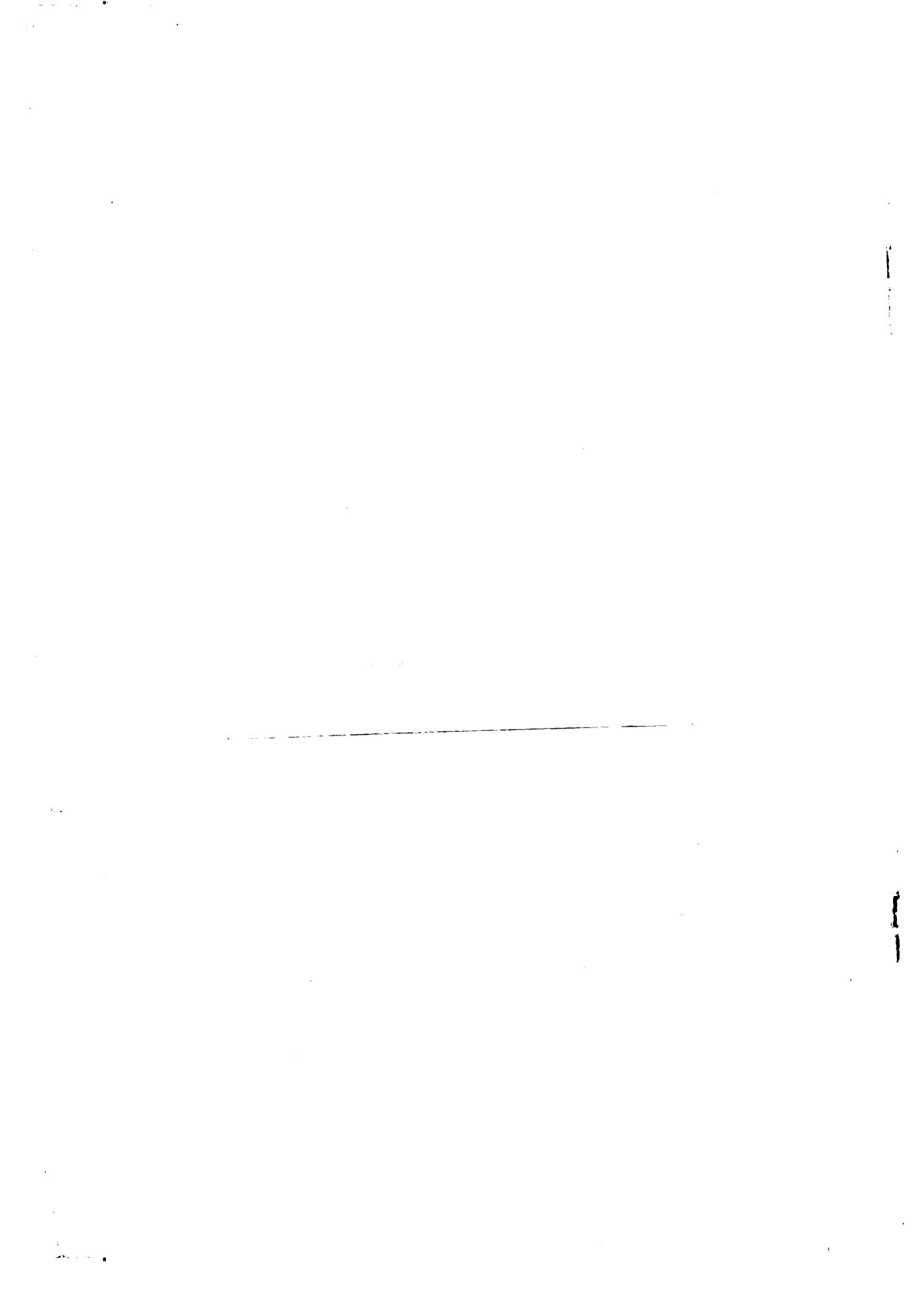
ありがとうございました。

終りに一言申し上げたいのは、この決議の取扱い方の問題でありますか、厚生大臣には私が直接お目にかかりまして、この決議の要旨を直接申し上げたいと思ひます。なお新聞に発表の時期は会長に御一任を願います。ただいまのところでは新聞社の方の都合もありまして、明日は記事が輻輳してくるそうであります。明日の午後に、厚生省にクラブがありますからそこに新聞記者の人一同に、私が黒木企画室長と一緒に参りまして説明をいたして発表いたしますつもりであります。明朝から午後にかけまして関係大臣にお目にかかるて御説明を申し上げたい、こういう予定であります。そういうことを私におまかせをいただいたい、御了承を願いたいと願います。

それではこれをもちまして散会することになりました。

午後三時四十二分散会





国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 1 9